

広島県告示第六百七十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年六月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地		広島県尾道市因島田熊町江頭地内		
土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域		
桶後(三二三) 二)	区域の名称	区域の名称	区域の名称	区域の表示及び法規
急傾斜地の 崩壊	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法規 第九條第二項及び 第十條第二項に おける土砂災害 警戒区域等にお ける土砂災害防 止対策の推進に 関する法律（平 成十四年政令第 八百四十四号） で定める事項
次の図のとおり	区域の表示	区域の表示	区域の表示	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。